

行動計画策定指針を改正する件（案）について（概要）

1. 趣旨・概要

- 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づき、主務大臣は、地方公共団体及び事業主が策定する行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に関する指針を定めることとされており、これに基づき、行動計画策定指針（平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）が定められているところ。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）が令和 6 年通常国会において可決成立し、同年 5 月 31 日に公布されたこと、及び今般の少子化社会を取り巻く状況を踏まえ必要な改正を行う。

具体的には、

- ・今般の次世代育成支援対策推進法の改正を踏まえ、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況等を把握し分析する際の観点例について加筆
- ・現行の行動計画策定指針における市町村行動計画及び都道府県行動計画において規定する視点は、その多くがこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の基本理念や「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の基本的方針と重なっていることから、地方公共団体が自治体こども計画と一体策定する際に無用の混乱や事務負担につながらないように、同大綱の記述を引用する形の文章に修正等の改正を行うものである。

- なお、各事項の具体的な改正内容については、別紙の通り。

2. 根拠条項

法第 7 条第 1 項及び第 5 項

3. 適用期日等

告示日：令和 6 年 10 月下旬（予定）

適用期日：令和 7 年 4 月 1 日

改正の内容

一 背景及び趣旨

今般改正された法第 5 条（事業主の責務）を踏まえ、育児休業を取得しやすい職場環境の形成、労働時間の短縮の取組について追加した内容に改める。

二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

法第 5 条（事業主の責務）に関する事項を加筆した内容に改める。

三 地域行動計画の策定に関する基本的な事項

四 地域行動計画の内容に関する事項

（ 1 ）市町村行動計画と都道府県行動計画の総称を、市町村行動計画等から地域行動計画に改める。

理由：法第 7 条第 1 項の市町村行動計画等と、現行の行動計画策定指針の定義とが異なっているため。

（ 2 ）本項に規定する視点は、その多くがこども基本法の基本理念やこども大綱の基本的方針と重なっていることから、地方公共団体が自治体こども計画と一体策定する際に無用の混乱や事務負担につながらないように、こども大綱の記述を引用する形の文章に全体的に改める。

（ 3 ）地方公共団体において、様々な計画との一体策定をする際に柔軟な対応がしやすいよう、現行の行動計画策定指針にある「 年度から 年度までを計画期間として策定することが望ましい」という文言を削除

五 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項

五及び六については、一般事業主行動計画部分を所管する厚生労働省が別途パブリックコメントを実施

七 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

八 特定事業主行動計画の内容に関する事項

（ 1 ）今般の法第 19 条第 3 項の改正を踏まえ、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況等を把握し分析する際の観点例を新たに記載

（ 2 ）「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成 26 年 10 月 17 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和 6 年 1 月 16 日一部改正）等昨今の状況を踏まえ修正